

法務局地図作成事業（防災・まちづくり型）

～北但大震災から 100 年 地図混乱地域の解消へ～

国（神戸地方法務局）による地図混乱地域の解消事業が採択されたのでお知らせする。

1 「法務局地図作成事業」とは

人口集中地区の「地図混乱地域」の問題を解消する事業

法務局が境界確認（現地立会）を行い、正確な地図を作成し、登記も修正する。

2 「地図混乱地域」とは

“法務局の公図”と“現況土地”の位置・形状が大きく食い違う問題のある地域

3 地図混乱の経緯と問題解消（事業化の経緯）

豊岡市では、北但大震災からの復興の際に、二重登記や地番表示の相違、空白地などの地図が混乱した歴史があり、現在に至るまで、公共事業や土地取引に影響を及ぼしている。

今年は、北但大震災から 100 年という節目の年。神戸地方法務局では、豊岡市からの地図作成要望を受理し、2025 年 7 月から約 2 年間で、不動産登記法第 14 条第 1 項に基づく正確な地図を作成する「法務局地図作成事業」をすることに決定した。この事業により地図混乱地域の問題を解消する。

4 豊岡市での「法務局地図作成事業（防災・まちづくり型）」の内容

(1) 事業目的

地図混乱地域の問題を解消すること

法務局が境界確認（現地立会）を行い、正確な地図を作成し、登記も修正する。

正確な地図が作成されると、①地図混乱の問題解消、②境界明示による財産保全、③土地取引の円滑化、④公共事業の効率化、⑤災害復旧の迅速化などの効果がある。

(2) 事業主体

神戸地方法務局

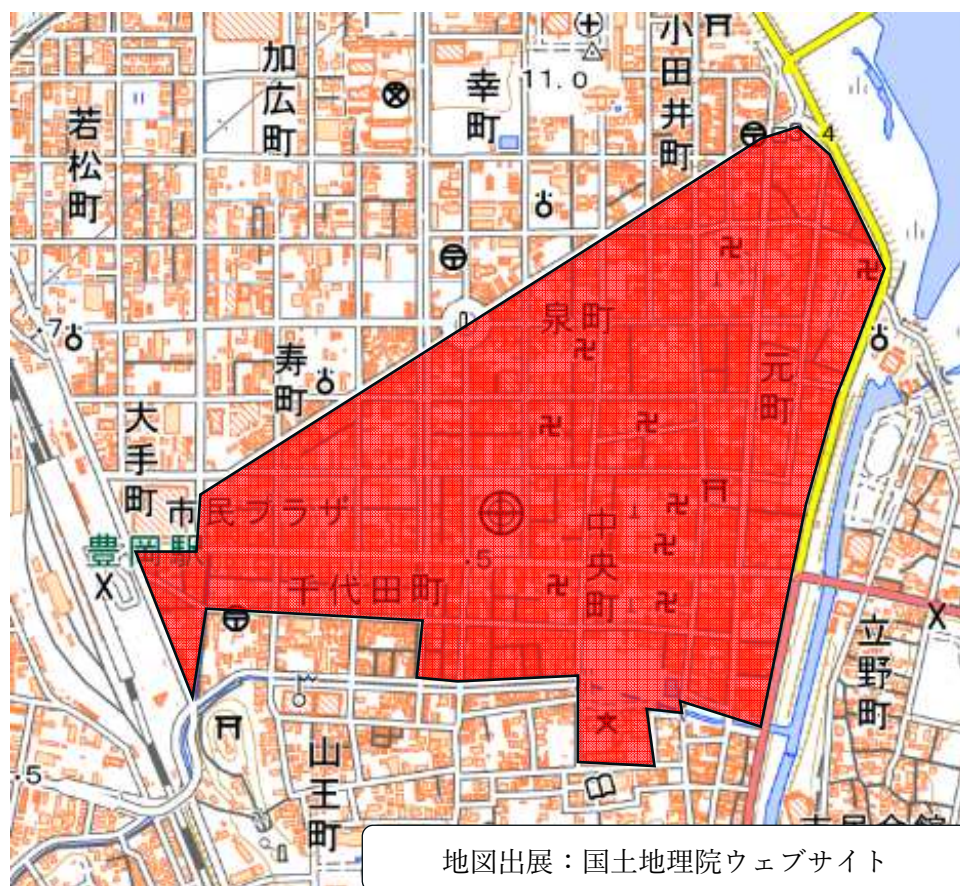
(3) 実施期間

2025 年 7 月から 2027 年 3 月まで

(4) 対象地域

中央町、元町、小田井町、幸町、寿町、泉町、千代田町及び大手町それぞれの一部

※図の赤色部分。約 48～53ha、3,400 筆余り



(5) 想定スケジュール ※進捗により変更あり

- ・2025年7月頃 測量基準点を設置し、現況を測量
- ・2025年7月頃 地権者に説明資料を送付
- ・2025年8月頃 地権者からの個別質問会を開催
- ・2026年1月頃～ 順次、地権者と現地立会にて境界確認
- ・2026年11月頃 地権者に結果図面等送付・縦覧
- ・2027年3月 法務局の地図備付・登記処理完了

5 その他

YouTube「登記所備付地図作成事業の実施について」

※旧事業名称

<https://www.youtube.com/watch?v=xhYSQPvC-fU>



〔問合せ〕 神戸地方法務局不動産登記部門 TEL078-392-1876 (代表)

※一般向けの問合せ先は、7月に向けて開設準備中

豊岡市都市整備部地籍調査課 TEL0796-21-9064 (直通)